

合子第1200号
平成28年1月19日

熊本県内
医師会・歯科医師会・薬剤師会 会長 様

合志市長 荒木 義行
(公印省略)

合志市こども医療費助成制度について

日頃から、本市の福祉行政にご協力いただき、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、合志市こども医療費助成制度は、こどもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成を図ることを目的としていますが、今回、子育て家庭への経済的支援を充実させるため、**平成28年4月診療分より**、助成対象を小学校6年生までから**中学校3年生までに拡大**します。詳細については、下記のとおりです。

当該制度の実施にあたりましては、医療機関等関係者皆様のご協力が不可欠ですので、制度の趣旨をご理解いただき、さらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、制度の周知についてのチラシを同封させていただきますので、掲示方よろしくをお願いします。

記

平成28年4月診療分から適用の制度内容について(変更部分のみ)

	対象	受給者証の色
平成28年3月診療分まで	小学校6年生まで	ピンク
平成28年4月診療分から	中学校3年生まで	イエロー

●「中学校1・2年生」は申請が必要です●

新規に年齢要件を満たす方(新中学校2・3年生の保護者)はこども医療費受給者証交付申請書の提出が新たに必要となります。1月に対象となる保護者の方へ通知を送付する予定です。

●「小学校6年生まで」は新しい受給者証を送付します●

新中学校1年生までは、今までの資格が継続されますので申請の必要はありません。
新しい「こども医療費受給者証」(イエロー)を3月末に郵送する予定です。

現在の「こども医療費受給者証」(ピンク)は、4月以降、各自で廃棄していただきます。

(裏面へ)

合志市こども医療費助成制度の概要

- ① 対象年齢 0歳から中学校3年生まで
- ② 助成内容 医療保険適用のすべての疾病。入院・通院とも適用。
- ③ 助成方法 「現物払い」および「償還払い」の併用。
 - 「現物」→医療機関窓口での支払いは必要ありません。
加入している健康保険に附加給付がない方が対象です。
 - 「償還」→医療機関窓口で一旦医療費を支払ってから、
後日申請により支給します。
加入している健康保険に附加給付がある方が対象です。
- ④ 自己負担 なし
- ⑤ 法令による公費負担制度との関係
 - (1)国の公費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先する。
 - (2)生活保護については、生活保護を優先する。
 - (3)公費負担医療により一部負担金がある場合は、その額をこども医療費助成の対象とする。
- ⑤ 支払い事務 これまでどおりの取り扱いとなります。受給者証に「現物」と記載のある受給者証を持っている対象者については、窓口で支払いのいない「現物給付」扱いとなります。今までどおり、一月分をまとめて医療機関より請求をお願いします。(現物給付は合志市内で外来のみ) 請求書は、診療月の翌月10日までに市へ提出していただき、その翌月10日に指定の口座へお振込みいたします。請求書様式の変更ありません。

【お問い合わせ先】

合志市役所 西合志庁舎
子育て支援課 子ども保育班
TEL 096-242-1159(直通)

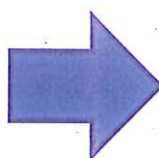
合志市こども医療費助成制度が変わります

合志市では、子育て家庭への経済的支援を充実させるため、平成28年4月診療分より、助成対象年齢を中学校3年生(15歳到達後の最初の3月31日)まで拡大します。これに伴い、対象のお子様へ新しい受給者証をお送りします。(平成28年3月下旬発送予定)

▼制度の変更点▼

●旧(平成28年3月診療分まで)

対象	受給者証の色
未就学児 小学生	ピンク



●新(平成28年4月診療分から)

対象	受給者証の色
未就学児 小学生 中学生	イエロー

▼対象拡大に伴う申請手続き▼

未就学児 小学生	これまでの資格が継続されますので、手続きは不要です。 新しい「子ども医療費受給者証」(イエロー)を3月下旬に郵送する予定です。 現在の「こども医療費受給者証」(ピンク)は、4月以降、各自で廃棄してください。 (返却は不要です。)
中学校1・2年生	こども医療費受給者証交付申請書の提出が必要となります。1月下旬に対象となる児童の保護者へ通知を郵送しますので、手続きの詳細はそちらをご覧ください。

▼助成方法▼(※変更はありません。)

加入している 健康保険に 附加給付がない人	合志市内の医療機関を受診する場合、医療機関の窓口で保険証とこども医療費受給者証を提示すると、窓口での医療費支払は必要ありません。 入院や市外の医療機関を受診する場合は、一度医療費をお支払いいただき、その翌月以降に市へ請求してください。あらかじめ指定された口座に医療費をお振込みします。
加入している 健康保険に 附加給付がある人	市内、市外の医療機関を問わず、医療機関の窓口で一度医療費をお支払いいただき、その翌月以降に市へ請求してください。あらかじめ指定された口座に医療費をお振込みします。